

指定訪問介護・指定予防専門型訪問サービス

訪問介護 太 助 運営規程



指定訪問介護・指定予防専門型訪問サービス 訪問介護 太 助 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 太陽福祉事業が開設する指定訪問介護（指定予防専門型訪問サービス）太助（以下、「事業所」という）が行う指定訪問介護及び指定予防専門型訪問サービスの適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者又は事業対象者（以下、「利用者」という）に対し、適正な指定訪問介護（指定予防専門型訪問サービス）を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

- 第2条 訪問介護員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り、その居宅に於いて自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、設定された目標を達成するために適正かつ総合的なサービスが提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供方法等は、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保険、医療、福祉サービス等との綿密な連携を図りサービス提供に努める。

(指定予防専門型訪問サービスの運営の方針)

- 第3条 指定予防専門型訪問サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うようにする。
- 2 **指定予防専門型訪問サービス**の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当り、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
 - 3 **指定予防専門型訪問サービス**の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護太助
- (2) 所在地 愛知県名古屋市守山区笹ヶ根一丁目 1621 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の人事並びに業務管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定予防専門型訪問サービスの利用申込に係る調整及び従業者の行うサービス内容の管理及び支援計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等

非常勤職員 常勤換算2.5名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定予防専門型訪問サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 日曜日から土曜日とし年中無休とする。

但し、12月29日から1月3日迄を除く

(2) 営業時間 : 午前9時00分から18時00分とする。

(3) 対応時間 : 電話、ファックス等により24時間対応可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の公示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 指定予防専門型訪問サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)もしくは名古屋市介護予防日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

3 第9条の、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護及び指定予防専門型訪問サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

事業の実施地域を越えた地点から片道2.5Kmを超える場合に1Km(未満切り上げ)につき50円とする。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、要支援者及び要介護者等又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定予防専門型訪問サービスの提供時に、要支援者及び要介護者等の病状等が急変し又は緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡を行う等必要な処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施区域)

第9条 事業の実施区域は、以下のとおりとする。

名古屋市（千種区・名東区・東区・守山区・北区・昭和区・中区・瑞穂区）

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その訪問介護員に対し研修を定期的実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 3 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(職場におけるハラスメントの防止)

第11条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他の運営に関する事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修：採用後3月以内
- (2) 継続研修：年1回

- 2 訪問介護員等は、守秘義務により業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中、在職後の如何を問わず漏洩してはならない。
- 3 指定訪問介護及び指定予防専門型訪問サービス等の守秘義務については、雇用契約時に明文化するとともに日常的に周知徹底する。

- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は有限会社 太陽福祉事業と事業所の管理者（責任者）との協議に基づき定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成29年 1月1日より施行する。

この規程は、平成29年 3月1日より施行する

この規程は、平成30年 3月1日より施行する。

この規程は、平成31年 4月1日より実施する。

この規定は、令和 元年 7月1日より実施する。

この規定は、令和 3年 4月1日より実施する。

この規定は、令和 3年10月1日より実施する。

この規定は、令和 4年 1月1日より実施する。

この規定は、令和 5年 1月1日より実施する。

この規定は、令和 7年 2月1日より実施する。